

下水道課からのお知らせ

■水洗化工事はお早めに

下水道が供用開始になった地区の家屋の所有者は、供用開始の日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、台所、風呂などの生活排水を速やかに接続することが下水道法で義務づけられています。

下水道に接続するための排水設備工事は、工事に必要な知識と技能を持っている市の指定工事店であれば施工できません。指定工事店については下水道課にお問い合わせください。

速やかな下水道接続にご協力をお願いします。

■水洗トイレ改造資金の融資 あっせん

市では、公共下水道や公共設置型浄化槽の普及促進を図るため、くみ取り便所の水洗化や、排水設備の改造工事に必要な資金の融資あっせんを行っています。

●対象者：次の条件をすべて満たしている方。

▼市税や受益者負担金などを

滞納していない。
▼新築でない家屋（地域により、対象にならない場合があります）。

▼家屋の所有者、または所有者の同意を得て使用している方。

●融資あっせん限度額：一戸につき45万円

●返済期間：最長45か月

●利子：市が負担（実質無利子）

●取扱金融機関：ゆうちょ銀行を除く市内の金融機関

※金融機関の審査によっては、融資が受けられない場合があります。

問 下水道課

TEL (23) 8712



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

高齢者運転免許証自主返納推進事業による無料乗車期間を延長します

現在、市では運転免許証を自主的に返納した65歳以上の市民に対して、バスの無料乗車証を交付していますが、10

月1日から有効期間を5年間に延長します。

●対象：運転免許証自主返納時において満65歳以上の市民

●対象公共交通機関
▼市営バス

▼東野交通路線バス（無料乗車対象路線・区間）

▼デマンド交通バス（黒羽・川西・両郷・須賀川地区在住の方対象）

●有効期限：交付された日から5年間

●申込方法：免許証を自主返納した日から起算して1年以内に下記窓口設置の申請書に記入押印の上、次の①、②のいずれかを添えて申し込み。

- ① 運転経歴証明書（有料）の写し
- ② 申請による運転免許の取消通知書の写しおよび本人確認書類の写し（市民証・保険証など）

問 危機管理課 東2階

TEL (23) 9301

10月は正しい犬の飼い方 強調月間です

●次のことは、犬を飼う上で飼い主が絶対に守らなければなりません。

▼飼っている犬を市に登録しており、鑑札を首輪に付けている▼毎年「狂犬病予防注射」を受けており、注射済票を首輪に付けている▼放し飼いをせず、リードでつなぐか柵内（屋内）で飼っている▼散歩の際は、必ずリードを付け、フンは必ず持ち帰っている▼無駄吠えなどで他人に迷惑をかける▼全てのことに責任をもって犬を飼っている

犬を飼うということには犬の命を預かる責任と共に社会に対する責任があります。愛犬マナーを守り、責任のある飼い方をしましょう。

また、飼い犬をむやみに傷つけたり、衰弱させたりなどの虐待や、飼いきれなくなったという理由で犬を遺棄することは法律に違反します。犬も人と同じ命ある動物で、大切な家族です。無責任な飼い方はやめましょう。

そのほか、犬の望まない繁殖を防ぐためには、あらかじめ避妊手術をおすすめします。市では避妊手術費の補助金を交付しています。（詳細は手術をする前に一度生活環境課にお問い合わせください）

飼っている場合には「狂犬病予防法」「動物の愛護および管理に関する法律」「栃木県動物の愛護および管理に関する条例」に基づき、厳しい罰則が設けられています。これらのことを理解し、正しい飼い方を心がけましょう。

《犬の登録に関すること》
問 生活環境課 A1階

TEL (23) 8832

《犬の飼い方に関すること》
問 栃木県動物愛護指導センター

TEL 028(684)5458



大田原市空き家バンク制度

市では、空き家を有効活用し、定住などの促進による人口の増加などを目的として空き家バンク制度を実施しています。

市内に空き家を所有している方はぜひ空き家バンク制度をご利用ください。

●空き家バンク制度とは

市内にある空き家(所有者の事前申し込みが必要)の情報を、空き家を買いたい・借りたい方に、市のホームページなどを利用して情報提供するシステムです。

●空き家バンク制度のメリット

- ・交渉・契約は市が協定を締結している(公社)栃木県宅地建物取引業協会に登録している業者が行うので、安心してお任せできます。
- ・空き家バンクの登録は無料です。(ただし、契約が成立した場合は、法律に基づく媒介手数料が発生します)。
- ・空き家は放置していると、建物の傷みが進みます。また庭木などの定期的な管理も必要になります。空き家を放置せず、状態が良いうちに売買や賃貸をすることによって資産の有効活用が可能です。

・空き家バンク制度を利用して空き家を購入・賃借した方は、空き家改修費補助金や空き家利用子育て世帯家賃補助金といった補助金を利用できます(条件があります)。

※詳細は、左記にお問い合わせください。

問 都市計画課 **B**2階

TEL (23) 1916

屋外広告物の表示・設置について

市内で、屋外広告物の表示および掲出物件の設置をする場合は、市都市計画課に許可申請の上、許可を受けてから設置してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

●屋外広告物とは…屋外広告物法で定められている次の4つの要件をすべて満たすものをいいます。

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの。
- ②屋外で表示されるもの

③公衆に表示されるもの

④看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物やその他の工作物などに掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの

●屋外広告物の例…広告板、広告塔、壁面広告物、壁面突出広告物、はり紙、はり札、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アーチ、アーケード添加広告物、電柱・街灯柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アドバルーン、サインポール

●屋外広告物の施工について

屋外広告物の表示・設置は、栃木県に登録した屋外広告業者でなければ行うことができません。

※登録業者の一覧は県ホームページに掲載しています。

●管理者の設置義務…屋外広告物の表示・設置には、のぼり旗や置き看板、はり紙などの簡易な広告物を除き、管理者の設置が必要です。管理者については、都道府県、指定都市または中核都市の屋外広告物講習会修了者や屋外広告士の試

験に合格した者などでなければなりません。

問 都市計画課 **B**2階
TEL (23) 8711

「緑の募金」運動にご協力をお願いします

「緑の募金」は、身近な緑化の推進に活用されるほか、貴重な水資源を確保するための森林整備や地球温暖化防止に必要な環境保全にも活用されています。

●募金方法…家庭、街頭、イベント、職場、企業、団体など随時受け付けています。振込手数料無料の「緑の募金」専用振込用紙があります。詳細は、左記までお問い合わせください。

問 (公社)とちぎ環境・みどり推進機構
TEL 028(643)6801
<http://t-kms.sakura.ne.jp>

10月16日(月)～22日(日)は、行政相談週間です

行政相談は、行政に関する苦情・意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かしています。

相談日の日程は、生活カレンダーをご覧ください。

問 情報政策課 **A**2階
TEL (23) 8700

DV相談ナビ ひとりで悩んでいませんか? 0570-0-55210

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。発信地などの情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。匿名でも相談できますので安心ください。※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。※通話料がかかります。